

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律新旧対照条文

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
<p>1 （略） 附 則</p> <p>8 第三項、第四項及び前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。</p> <p>7 （略）</p> <p>6 環境大臣は、第四項の同意をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による協議は、平成二十五年三月三十一日までに行なわなければならない。</p> <p>4 第四条（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（実施計画）</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第三条 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（実施計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 （略） 附 則</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、実施計画の変更について準用する。</p> <p>6 （略）</p> <p>5 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。</p>

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。